

青森市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年条例第四十八号）新旧対照表

改正後		改正前	
第一条・第二条（略） （個人番号の利用範囲） 第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務並びに次項の事務及び第三項の事務とする。 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 （略） 4 （略） 第四条（略） 別表第一（第三条関係）		第一条・第二条（略） （個人番号の利用範囲） 第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務並びに次項の事務及び第三項の事務とする。 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 （略） 4 （略） 第四条（略） 別表第一（第三条関係）	
機関	事務	機関	事務
市長	（略） 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの （略）	市長	（略） 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの （略）

改正後			改正前		
	(削除)			不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
教育委員会	(略)		教育委員会	(略)	
別表第二（第三条関係）			別表第二（第三条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(略)	(略)		(略)	(略)
	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税関係情報、地方税徴収関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税関係情報、地方税徴収関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」

改正後			改正前		
		という。)又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの			という。)又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
(略)		(略)	(略)		(略)
生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	
(略)		(略)	(略)		(略)
(削除)		(削除)	<u>不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	